

## 企業庁優良工事施工業者表彰要領

第1条 企業庁が所管する工事の施工にあたり、卓越した技術と献身的な努力により優れた成績で工事を完成した県内の施工業者（以下「優良工事施工業者」という）を表彰することにより、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業者の育成と発展を図るものとする。

第2条 表彰の対象工事は、前年度に完了した工事とする。

第3条 前条に掲げる対象工事の施工業者で、本庁の工事担当課長並びに出先機関の長が優良工事施工業者と認められるものとして企業庁長に推薦書が提出されたもののうち、次の各々の条件を具備するものから若干を選考する。

- (1) 工事の内容並びに「工事成績評定要領」による評定結果が優れていること。
- (2) 建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。

第4条 表彰する施工業者を選考するため、企業庁に優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

- (1) 会議の構成は次のとおりとする。

議 長 技術監  
副議長 管理部長  
会議員 水道部長  
企業立地部長  
関係各課長

- (2) 事務局は、管理部総務課におくものとする。

第5条 会議は議長が招集し、構成総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を代行するものとする。

第6条 表彰は、会議の審査に基づき企業庁長が決定する。

第7条 表彰は、庁長名の感謝状の贈呈をもって行うものとする。

第8条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。